

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る利用許可申請手続等について

令和2年6月19日

都の杜うぐいすホール指定管理者
一般財団法人都留楽友協会

1. 都の杜うぐいすホール条例に基づき、利用許可申請手続を行います。
2. 施設のご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」（※政府、県又は市等の新型コロナウイルス対策の変更等により適宜改訂を行います）を遵守するとともに、必要な人員、消毒液等のご準備をお願いいたします。
3. 利用申請時に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン確認兼同意書」にご署名のうえ、ご提出ください。
4. 当ホールスタッフは、利用申請時や利用打ち合わせ時又は利用日において、同ガイドラインに基づき、必要な指導を行います。
5. 同ガイドラインに基づいたイベント等の実施が困難であることが想定される場合については、ご利用日の1カ月前（練習室利用を除く）までに、ご利用の中止又は延期のご判断をお願いいたします。
6. 当地域における新型コロナウイルスの感染拡大の状況や、政府、県又は市の感染防止対策の変更等により、急遽利用許可を取消させていただく場合もございます。
7. 新型コロナウイルス感染症拡大ガイドラインの改訂又は新型コロナウイルスの感染拡大の状況により利用許可を取消された場合は、前納分の利用料金は全額返金いたしますが、その他の経済的損失等については一切責任を負いかねますので、予めご承知おきください。